

京都市介護保険条例の一部を改正する条例（令和3年3月30日京都市条例第50号）  
（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）

本市介護保険事業について、必要な措置を講じるため、次のとおり定めることとしました。

1 保険料率の改定

- (1) 令和3年度から令和5年度までの介護保険事業に係る財政の均衡を確保するため、次のとおり各年度における保険料率を定めます。

(参考) 平成30年度から令和2年度までの保険料率（改正前）	令和3年度から令和5年度までの保険料率（改正後）
39,600円から186,120円までの範囲内において11段階に区分	40,800円から191,760円までの範囲内において11段階に区分

- (2) (1)にかかわらず、(1)の保険料率の区分が第1段階（改正後 40,800円）の者の令和3年度から令和5年度までの保険料率は24,480円とし、第2段階（改正後 55,488円）の者の令和3年度から令和5年度までの保険料率は35,088円とし、第3段階（改正後 61,200円）の者の令和3年度から令和5年度までの保険料率は57,120円とします。

2 所得指標の見直し

第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準について、地方税法に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）に所得税法に規定する給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合には当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額は、同法の規定により計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額とすることとするとともに、合計所得金額は低未利用土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る特別控除適用後の金額とすることとします。

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

京都市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第50号

京都市介護保険条例の一部を改正する条例

京都市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「平成30年度」を「令和3年度」に、「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同項第1号中「39,600円」を「40,800円」に改め、同項第2号中「53,856円」を「55,488円」に改め、同項第3号中「59,400円」を「61,200円」に改め、同項第4号中「71,280円」を「73,440円」に改め、同項第5号中「79,200円」を「81,600円」に改め、同項第6号中「87,120円」を「89,760円」に改め、同号ア中「いう。）」の右に「合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合における当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零）によるものとし、」を加え、「第35条の2第1項」の右に「第35条の3第1項」を加え、「得た額」の右に「(当該額が零を下回る場合には、零)」を加え、同項第7号中「106,920円」を「110,160円」に改め、同項第8号中「126,720円」を「130,560円」に改め、同項第9号中「146,520円」を「150,960円」に改め、同項第10号中「166,320円」を「171,360円」に改め、同項第11号中「186,120円」を「191,760円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「23,760円」を「24,480円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「34,056円」を「35,088円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「55,440円」を「57,120円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 この条例の施行の日から令和3年5月31日までの間に保険料の賦課期日が到来する者について、介護保険法第140条第1項若しくは第2項又は改正後の条例第8条第1項の規定により徴収する保険料に係る保険料率の区分（改正後の条例第4条第1項各号に掲げる第1号被保険者の区分をいう。）は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号。以下「改正令」という。）による改正後の介護保険法施行令第38条第1項第1号ハに規定する合計所得金額及び改正後の条例第4条第1項第6号アに規定する合計所得金額に代えて、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、合計所得金額から改正令による改正前の介護保険法施行令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。）を用いて判定する。

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）